

令和8年度 防犯灯修繕受付再開のお知らせ

令和8年7月22日以降受付を中断しておりました、
防犯灯修繕の申込受付を再開します。



1 対象団体

市内防犯灯を維持管理する町内会

2 修繕内容

故障した防犯灯の交換

※灯具以外の部品・支柱修繕等は対象外

3 申込受付期間

令和8年10月13日（火）から令和9年3月1日（月）まで

※締切以降の故障修繕につきましては、別途ご相談ください。

4 手続きの流れ

提出書類（様式）は、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

鳥取市公式ウェブサイト掲載先はこちら ↓

〔組織で探す＞市民生活部＞協働推進課＞防犯灯事業〕

※ダウンロードが困難な場合は、ご相談ください。

※申込前に必ず「防犯灯修繕申込について」をお読みください。

公式ウェブサイト二次元バーコード →



■書類提出先

協働推進課又は各総合支所地域振興課

（裏面のお問い合わせ先をご確認ください）

■書類提出方法

申込書類に必要事項を記入し、中国電力発行の書類、写真を添えて窓口へご持参ください。

その他、申込に必要な要件等については、鳥取市公式ウェブサイトでご確認ください。

5 その他

受付から完了までには通常1か月程度かかります。

※全体の申込状況によって、さらにお時間をいただく可能性があります。

受付中断期間中に修繕を完了した町内会の皆様へ

受付中断期間中（令和8年7月22日～10月12日）に、防犯灯の修繕を発注または完了された町内会は、該当基数を参考として把握するため、お手数ですが、

- ・ 町内会名
- ・ 修繕を完了した防犯灯の基数

を、**11月16日（月）までに**下記お問い合わせ先までお知らせください。

今後の対応は、現在検討中です。

検討の結果につきましては、12月末頃のご案内になる予定です。



●本件に関するお問い合わせ（書類提出先）

◇ 鳥取地域 協働推進課 コミュニティ支援係 (0857) 30-8176

〒680-8571 鳥取市幸町 71【市役所本庁舎 2階 27番窓口】

◇ 支所地域

- | | | | |
|-------------|-----------|------------------|----------------|
| ・ 国府支所地域振興課 | 〒680-0197 | 鳥取市国府町宮下 1221 | (0857) 30-8652 |
| ・ 福部支所地域振興課 | 〒689-0102 | 鳥取市福部町細川 668 | (0857) 30-8662 |
| ・ 河原支所地域振興課 | 〒680-1221 | 鳥取市河原町渡一木 277 | (0858) 71-1722 |
| ・ 用瀬支所地域振興課 | 〒689-1201 | 鳥取市用瀬町用瀬 832 | (0858) 71-1892 |
| ・ 佐治支所地域振興課 | 〒689-1313 | 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3 | (0858) 71-1912 |
| ・ 気高支所地域振興課 | 〒689-0331 | 鳥取市気高町浜村 282-1 | (0857) 30-8672 |
| ・ 鹿野支所地域振興課 | 〒689-0405 | 鳥取市鹿野町鹿野 1517 | (0857) 30-8682 |
| ・ 青谷支所地域振興課 | 〒689-0592 | 鳥取市青谷町青谷 667 | (0857) 30-8692 |